

高さ制限 ※大村市に対応するように作成してあります

用途地域	建築基準法第52条第1項、第2項、第7項及び第9項の規定による容積率の限度	絶対高さ制限	斜線制限					
			道路斜線		隣地斜線		北側斜線	
			適用距離	勾配	立上り	勾配	立上り	勾配
第1種低層住居専用地域	～80%	10m	20m	1.25	—	—	5m	1.25
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	～200%	—	20m	1.25	20m	1.25	なし	
第1種住居地域 準住居地域	～200%	—	20m	1.25	20m	1.25	—	
近隣商業地域	～200%	—	20m	1.5	31m	2.5	—	
商業地域	～400%	—	20m	1.5	31m	2.5	—	
準工業地域 工業地域 工業専用地域	～200%	—	20m	1.5	31m	2.5	—	
用途地域の指定のない区域	～200%	—	20m	1.5	31m	2.5	—	

* 建築物の高さは地盤面からによる。ただし、道路斜線の場合は前面道路の路面の中心からによる。

* 大村市では、第1種・第2種中高層住居専用地域内において、高さ10メートルをこえる建築物は日影規制（建築基準法第56条の2）を受けるため、北側斜線制限は適用されません。（建築基準法第56条第1項第三号カッコ書き）